大和市公告第14号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

平成29年2月15日

大和市長 大 木 哲

認定年月日	認定番号	認定した一団地の区域	申請者
平成29年 2月10日	大和市指令 (建指) 第119号	大和市下鶴間字甲十号 1612番1ほか9筆	東京急行電鉄株式会社 執行役員 都市創造本部 開発事業部長 濵名 節
			大成有楽不動産株式会社 マンション事業本部長 三宅 正弘
			相鉄不動産株式会社 取締役社長 杉原 正義
			総合地所株式会社 代表取締役社長 関岡 桂二郎